**民間認定こども園（１号）を**

**ご利用の保護者のみなさまへ**

**川西市こども支援課**

**幼児教育・保育の無償化に係る手続きについて**

　令和元年１０月から、幼児教育・保育の無償化により、在園児（１号認定子ども）の皆様におかれましては、保育料が全額無償となり、その場合の手続きは特に必要ございません。（行事費や給食費などは原則負担）

しかしながら、在園児のうち家庭において必要な保育を受けることが困難な方については、「保育の必要性の認定（新２号・新３号）」を受けた場合、保育料に加え、預かり保育の利用料が新２号は月額上限１１，３００円、新３号は月額上限１６，３００円まで無償化の対象となります。（どちらも日額上限４５０円×利用日数で算出）

つきましては、新２号、新３号の認定手続きをされる方は、提出書類を封筒に入れ密封するなどし、園にご提出ください。こども支援課へは認定希望月の前月１５日必着（休日の場合は前開庁日）となりますので、園へはお早めにご提出ください。期限を過ぎますと、原則翌々月からの認定になります。

　新２号及び新３号の方は、幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供

時間数が８時間未満又は年間開所日数が２００日未満）施設の場合、預かり保育のほか、認可外

保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用も無償化

の対象となります。その場合、月額１万１，３００円（新２号）又は月額１万６，３００円（新３号）

から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限になります。

**１　新２号・新３号認定の申請に必要な提出書類**

新２号・新３号認定子ども用「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」と保育を必要とする事由ごとの必要書類（３を参照）　※父母ともに事由に応じた書類が必要

**２　給付認定の区分**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 認定区分 | 対象者 | 主な利用先 |
| 新２号認定 | 満３歳に達する日以後最初の３月３１日を経過したお子さんで、保護者の就労や病気などの理由で、**家庭において必要な保育を受けることが難しい方**（例）両親が共働き（もしくはひとり親で働いている）や病気などの世帯で、ご家庭でお子さんを保育することが難しい場合 | **幼稚園****認定こども園****預かり保育事業認可外保育施設****一時預かり事業****病児保育事業****ファミサポ事業** |
| 新３号認定 | 満３歳に達する日以後最初の３月３１日までの間にあるお子さんで、保護者の就労や病気などの理由で、**家庭において必要な保育を受けることが難しい方のうち、住民税非課税世帯の方**（例）両親が共働き（もしくはひとり親で働いている）や病気などの世帯で、ご家庭でお子さんを保育することが難しい場合 |

**３　保育を必要とする事由と必要な書類（新２号・新３号の方）**

新２号・新３号の認定を受けることのできる保育を必要とする事由とは下の①～⑩の場合です。

保育を必要とする事由に応じ、父母ともに書類が必要です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事 由 | 事由の説明 | 必要書類の例 |
| 1. 就　労

保護者のどちらも月６４時間以上就労している場合 | 常勤・パートタイム等 | ・就労証明書 |
| 内　職 | ・内職証明書 |
| 自営業農　業 | ・事業調査書と事業内容がわかる書類（営業許可証、開業届、確定申告書の写し等） |
| 1. 妊娠、出産
 | 保育を必要とする理由が妊娠、出産の方（産前８週・産後８週） | ・母子健康手帳（表紙と出産予定日が記載されたページの写し） |
| 1. 保護者の

疾病・障がい | 保育を必要とする理由が、病気・障がい（保護者本人）の方 | ・次の㋐㋑のいずれか㋐診断書（病名、治療期間、保育ができない状態かどうか等を明記）㋑障害者手帳の写し（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか） |
| 1. 親族の

看護・介護 | 保育を必要とする理由が、親族の看護、介護の方 | ・申立書と次の㋐～㋓のいずれか㋐看護、介護されている方の市所定の診断書（病名、治療期間、介護の必要性等を明記。市所定の用紙に記入）㋑手帳の写し（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか）㋒介護保険被保険者証の写し㋓療養施設の在園証明書（川西さくら園など） |
| ⑤災害復旧 | 災害の復旧のため児童の保育ができない方 | ・申立書とり災したことがわかる書類（り災証明書） |
| 1. 求職活動

（起業準備含む） | 就業に向けて求職活動を行なっている方（最大９０日間） | ・求職活動状況申立書 |
| 1. 就　学

職業訓練 | 就学（職業訓練校など、保護者が将来就労につながる就学を含む）している方 | ・申立書と在学証明書、受講証明書など受講時間及び在学期間が確認できる資料 |
| ⑧虐待やＤＶの恐れがあること |  | ・申立書 |
| ⑨育児休業を取得して育児中 | 育児休業取得前に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合（育児休業に係るお子さんが１歳に達する年度末まで） | ・就労証明書（育休期間が明記されていること）※入所時点で育児休業を取得されている場合は認定を受けることはできません。 |
| ⑩その他 | その他、上記と同様な状態であると市が認める場合 | ・市が必要と認める書類を提出 |

※家庭の状況等により、必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

※必要な添付書類の様式については、市ホームページに添付しておりますので、ダウンロードしてご使用ください。

（川西市ホームページからトップページ＞暮らし・手続き＞子ども・教育＞幼児教育・保育の無償化について＞新２号・新３号認定の申し込み添付書類）

お問い合わせ

川西市こども未来部こども支援課

TEL０７２－７４０－１１７５